

メタデータの登録について

令和6年度以降新規に開始する研究課題に関するメタデータを全ての研究者(研究代表者、研究分担者、研究協力者)が登録することになりました。

登録に関する詳細は各省庁ホームページでガイドライン等をご確認ください。(下記※参照)

本データベースへの登録については、研究代表者及び研究分担者は管理対象データに付与したメタデータ(公開可能なもの)を NII 研究データ基盤(NII Research Data Cloud)の CiNii Research(検索基盤)上において検索可能となるよう登録してください。

また、本データベースはメタデータを公開する機能を用意しておりますが、研究データ自体を保存・公開する機能はありませんのでご注意ください。

本データベースより登録する場合は・・・

研究代表者及び研究分担者が、研究協力者が付与したのも含め、各分担研究において付与されたメタデータすべてを登録してください。

なお、研究期間の途中で研究代表者又は研究分担者が交代する場合、前任の研究者が付与したメタデータについては、後任の研究者に適切に引継ぎ(研究分担者が交代する場合は、研究代表者に引き継ぐことも可能とする)、後任の研究者が本データベースへの登録や内容の更新を行ってください。

○ 報告対象者

- ・ 研究代表者
- ・ 研究分担者

※ 但し、機関リポジトリ、GakuNin RDM(管理基盤)等他のシステムを利用して公開している研究者は、本データベースへの二重の登録は不要です。

○ 報告対象研究課題

- ・ 研究開始年度が令和6(2024)年度以降の研究課題

○ 登録期限

以下のいずれか早い期日までに登録

- ・ 研究年度の翌年 5 月 31 日
- ・ 当該事業の終了後 61 日が経過する日

(複数年度にわたる研究の場合は、研究途中の各年度終了後に登録すること。)

※ 登録に関する詳細について下記項目を各省庁ホームページより参照し、別紙4に記載されたいずれかの方法で登録してください。

【厚生労働科学研究による研究データの管理・利活用の推進について】

- ・(別添)厚生労働科学研究による研究データの管理・利活用に関する [ガイドライン](#)
- ・別紙4(メタデータの登録方法の例)

【こども家庭科学研究による研究データの管理・利活用について】

- ・(別添)こども家庭科学研究による研究データの管理・利活用に関する [ガイドライン](#)
- ・別紙4(メタデータの登録方法の例)

【食品衛生科学研究による研究データの管理・利活用の推進について】

- ・(別添)食品安全科学研究による研究データの管理・利活用に関する [ガイドライン](#)
- ・別紙4(メタデータの登録方法の例)

メタデータの登録に関する操作方法等は、[成果報告に関するヘルプ](#)内の「[メタデータの登録](#) (対象:研究代表者及び研究分担者)」をご確認ください。

メタデータの公開までの流れ

